



各位

所 在 地 東 京 都 渋 谷 区 円 山 町 3番 6号 会 社 名 株 式 会 社 ギ ガ プ ラ イ ズ 代表者名 代表 取 締 役 社 長 梁 瀬 泰 孝 (コード番号 3830名証セントレックス)間合せ先 専務取締役経営企画室長 佐藤寿洋電話番号 03-5459-8400 (代表)

株式の分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに

株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに株主優待制度の変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割の実施により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大及び流動性の向上を図ることを目的といたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年6月30日(土曜日)(ただし、同日は株主名簿管理人の休業日につき、 実質的には平成30年6月29日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に 記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 2,846,400 株 株式分割により増加する株式数 5,692,800 株 株式分割後の発行済株式総数 8,539,200 株 株式分割後の発行可能株式総数 31,039,200 株

③ 分割の日程

基準日公告日平成30年6月15日(金曜日)基準日平成30年6月30日(土曜日)効力発生日平成30年7月1日(日曜日)

④ 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の増加はありません。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、 平成30年7月1日(日曜日)をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変 更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は 10,346,400株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は 31,039,200株とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 平成30年7月1日(日曜日)

3. 株主優待について

(1) 変更の理由

平成30年7月1日(日曜日)を効力発生日とする当社普通株式の分割を実施することに伴い、今後ともより多くの株主様に中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を一部変更いたします。

なお、今回の株式分割は平成30年7月1日(日曜日)を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成30年3月31日とする平成30年3月期の株主優待は、株式分割前の株式が対象となります。

(2) 変更の内容

<変更前>

保有株式数	株主優待内容	
(分割前)	継続保有期間3年未満	継続保有期間3年以上
100 株~199 株 ク	クオカード 1,000円分	クオカード 2,000 円分
	ラスカード 1,000 円刃	(1,000円分+1,000円分)
200 株~499 株 クオカード 3,000 円分	カオカード 3 000 田公	クオカード 5,000 円分
	(3,000 円分+2,000 円分)	
500 株以上	クオカード 5,000 円分	クオカード 7,000 円分
		(5,000円分+2,000円分)

<変更後>

保有株式数	株主優待内容	
(分割後)	継続保有期間3年未満	継続保有期間3年以上
100 株~199 株	クオカード 500 円分	クオカード 1,000 円分
		(500円分+500円分)
200 株~499 株	クオカード 1,000 円分	クオカード 2,000 円分
		(1,000円分+1,000円分)
500 株~999 株	クオカード 3,000 円分	クオカード 5,000 円分
		(3,000 円分+2,000 円分)
1,000 株以上	クオカード 5,000 円分	クオカード 7,000 円分
		(5,000円分+2,000円分)

(3) 変更の実施時期

平成 31 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に記録された株主様を対象とした株主優待から実施いたします。

(4) 継続保有期間の判定

- ① 継続保有期間3年以上の株主様とは、当社の株主名簿に同一株主番号で、優待基準日(3月31日)を含む直近7回の基準日(3月31日及び9月30日)に継続して記録された株主様をいいます。
- ② 平成 31 年 3 月期の株主優待における継続保有期間の判定は、平成 28 年 3 月 31 日、同年 9 月 30 日、平成 29 年 3 月 31 日、同年 9 月 30 日、平成 30 年 3 月 31 日、同年 9 月 30 日、平成 31 年 3 月 31 日の 7 回にて判定いたします。
- ③ 継続保有期間の判定は、優待基準日時点の保有株式数にて判定し、途中の基準日の保有株式数については、考慮いたしません。

以上

(ご参考) 配当について

今回の株式分割は平成30年7月1日(日曜日)を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成30年3月31日とする平成30年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式が対象となります。